「平取町立平取小学校いじめ防止基本方針」

平成 26 年 1 月 23 日制定（令和６年３月一部改訂）

１　いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、当該児童が、一定の人間関係がある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものであり、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものである。

本校では、全ての教職員が、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない。」という基本認識に立ち、全校児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように、「平取町立平取小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

２　いじめ防止、解消のための基本姿勢

（１）いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

（２）児童一人一人の自己存在感・自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

（３）いじめの早期発見のために、定期的なアンケート調査をはじめ、きめ細かな観察、声かけなど様々な手段を講じる。

（４）いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、校内はもとより、関係機関・団体、専門家などと協力して解決に当たる。

（５）けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

（６）学校と家庭が連携・協力して、事後の指導に当たる。

３　いじめの早期発見、措置に向けた取組

（１）いじめの早期発見

①**基本的考え方**…「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こり得るものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的にきめ細かな観察を行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない。また、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

②「おかしい」と感じた児童がいる場合には、職員会議・研修などの場において気付いたことを共有し、より多くの目で当該児童を見守る。

③様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談」を行い当該児童から悩みなどを聞くなどして、いじめの早期発見に努める。

④保健室や相談室の利用、電話相談窓口について周知するとともに、日記・ノート等を活用して悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。

⑤「いじめに関するアンケート調査」を年３回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、事実確認を行うなどして、いじめの早期発見に努める。

（２）いじめに対する措置

①**基本的考え方**…発見・通報を受けた場合は、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、児童の人格成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。
また、全ての教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

②学級担任だけで抱え込むことなく、校長をはじめ、 全ての教職員が対応を協議し、的確に役割分担を行い、問題の解決に当たる。

③情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導に当たる。

④いじめを見て見ぬふりをする傍観者の立場にいる児童にもいじめているのと同様であることを指導する。

⑤発達障がいを含む障がいのある児童等、特に配慮が必要な児童について、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行う。

⑥新型コロナウイルス等の感染症に関わって、万が一、感染者が出た場合に、差別や偏見、誹謗中傷がおこらないよう、指導を徹底する。

⑦いじめ問題には、校内組織だけでなく、関係機関・団体、専門家など連携・協力して解決に当たる。その際、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認める時は、所轄警察署と相談して対処していく。

⑧状況に応じて、教育委員会や人権擁護委員会、いじめ相談窓口、警察署等との連携を図る。

■いじめられた児童又は保護者への支援

〇事実関係の聴取を行う。

〇「あなたが悪いのではない」ことを伝え、自尊感情を高めるよう留意する。

〇家庭訪問し、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。

〇不安を取り除き、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行い安全確保する。

〇いじめられた児童が**安心して教育を受けられるように必要な措置を講じて**行う。

〇心の傷を癒やすために養護教諭やスクールカウンセラーと連携をとりながら、適切に対応していく。

■いじめた児童への指導又は保護者への支援

〇事実関係の聴取を行う。

〇複数の教員が連携し、必要に応じ外部関係の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発防止する措置をとる。

〇迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、協力を求める。

〇いじめた児童への指導は、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ責任を自覚させる。

〇いじめた児童の抱える問題・背景にも目を向け、児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

■いじめの解消について

○いじめが「解消している」状態とは、次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、被害児童と加害児童の関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。また、解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、学校いじめ対策組織を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

・被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

・期間は少なくとも３か月を目安。

・さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。

② 被害児童**及び保護者**が心身の苦痛を感じていないと**確認できる**こと

・被害児童**及び保護者**がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。

・被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

・学校は、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

４　いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすく楽しい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己存在感・自己有用感を高め、自尊感情を育むよう努める。

道徳の時間を核として全ての教育活動を通して「命の大切さ」についての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように指導するとともに、いじめを見て見ぬふりをすることは、いじめに加担することであることを自覚させる。

（１）いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

①学年・学級の取組

例・「いじめ撲滅の宣言」、スローガンづくり、標語づくり、日記指導、道徳授業の充実等

②児童会の取組

例・「いじめ撲滅の宣言」「目安箱の設置」

・あいさつ運動などの取組

③全校の取組

「思いやり」をキーワードとした自己点検・自己評価

※　全ての児童がこの意義を理解し、主体的に参加できる活動を行う。一部の児童だけが行う活動に陥らないように気を付ける。

（２）児童一人一人の自己存在感・自己有用感の高揚及び自尊感情の育成

①１時間１時間の授業

ア「活動機会」の設定の工夫

「発言する」「話し合う」「体験的な学習活動を行う」「自己決定する」機会を設定する。

イ「場所」の工夫

学習活動に最も適し、児童が活動しやすい場所や、児童の主体的な活動が生まれ、学習効果が期待できる場所を用意する。

ウ「教材・教具」の工夫

児童の多様な学習活動が期待される「教材・教具」や学習内容の理解を助け、自分も「分かる・できる」を実感できる「教材・教具」を用意する。また、可能な限り一人一人が取り組める「教材・教具」を用意する。

エ「時間」の保障

児童に「考える時間」「話し合う時間」「発言・発表する時間」「書く時間」「体験的な学習活動を行う時間」を保障するとともに、学習内容の定着の程度を確認し、実態に応じて復習の時間を設定する。

オ「人」のかかわり合い

指示・発問・評価・助言など、音声言語による働きかけを行い児童の主体的な学びを促すとともに、板書や資料などの提示により、視覚的な面から働きかけを行い児童の主体的な学びを促す。また、班での話し合い・体験的な学習活動、教え合い学び合いなどを仕組み、児童同士のかかわり合いを促す。

②学校生活全般での指導

一人一人がかけがえのない存在であることを常に児童に意識させるとともに、一人一人の考え方・感じ方・行い方・表現の仕方などに内在する「その児童なりの良さ」を取り上げ、本人はもとより学級全体にそのことに気付かせる働きかけをする。また、様々な活動を通して「自分もまんざらではないな。」「自分も役に立っているな。」といった実感をもたせる働きかけをする。

③進路指導の充実

学校で学ぶことの目的意識を持たせるため、進路目標との関連を図った指導を行うとともに、社会に出たときに通用する資質・能力を身に付けることの大切さをあらゆる機会を通じて指導する。

５　いじめ問題に取り組む組織体制の確立

（１）校内組織

①生徒指導交流会の開催

定期的に全教職員で心配される児童について、現状や指導方針等について情報を共有し、共通行動で対応できるようにする。

②「校内いじめ防止対策委員会」の設置

○いじめ防止対策推進法第２２条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「校内いじめ防止対策委員会」を設置し、組織的に対応する。

○本委員会の構成は、校長が学校の実情に応じて定めるものとし、教頭、生徒指導担当者、当該学級担任、養護教諭とする。

○本委員会は、いじめの問題に組織的かつ実効的に取り組むに当たって中核となるものであり、次の役割を担うものとする。

ア．未然防止

・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ．早期発見・事案対処

・いじめの相談・通報の窓口としての役割

・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

・いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みなどいじめに係る情報があった時に緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ．各種取組の実施・検証

・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

・いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

〇本委員会は、いじめに関する事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童から認識される取組を進めていく。

〇本委員会は、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に組織的に対応するものとし、特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行う。

③緊急かつ重大ないじめ問題が発生した場合には、発見者が、その場において適切な措置を講じるとともに、直ちに教頭に報告する。教頭は校長に報告し、校長の指示により、「校内いじめ防止対策委員会」を開催し、指導支援体制を構築する。また、職員会議を開催し、全職員の共通理解の下、迅速に対応する。

（2）家庭や地域、関係機関と連携した組織

重大ないじめ問題の場合で校内組織だけでは解決が困難な場合は、校長、教頭、生徒指導担当者、PTA 会長、町教育委員会職員（指導主事等）からなる「緊急いじめ対策委員会」を招集し、連携して問題の解消に当たる。